

平成28年 5月18日

議長 押尾 豊幸 様

議会改革推進委員長 清宮 誠

### 議会改革推進委員会の協議結果について（答申）

当委員会において、請願・陳情の審査方法の見直しについて協議した結果、下記のとおり協議が調いましたので、答申いたします。

貴職におかれましては、当委員会の成果を継承するなど、議会改革のより一層の推進にご配慮いただきたく、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 協議背景

賛否の判断が難しい内容の陳情が提出され、議員間でその取扱いに関する議論があったことから、議長の諮問に基づき、当委員会で協議した。

#### 2. 提言要旨

請願・陳情は、議案として議会に上程されるものであることに鑑み、以下の点について提言する。

- (1) 願意の相手先が明確になるよう、受理する際、必ず事務局でアドバイスをすること。
- (2) 議会運営委員会は、請願・陳情の内容が議会の議題としてふさわしいか判断したうえで、本会議の上程の適否を決定すること。

#### 3. その他報告

上記事項については、当委員会において合意が図られた事項であるが、その実現のためには、更なる検討、調整が必要と考える。については、当委員会において合意に至らなかった事項など、以下の点について、然るべき会議において引き続き協議願いたい。

##### 〔合意に至らなかった事項〕

- (1) 議会の議題として相応しくない内容について

議会の議題として相応しくない内容を、基準として明文化することについては合意形成が図れなかったため、両論を併記すると共に、各会派から提出された基準を報告する。（各会派から提案のあった基準は別紙参照）

(明文化に反対の意見)

- 市民は、良識を持って請願・陳情を議会に提出しており、その前提から、仮に不適切な内容の陳情が提出されたとしても、議会運営委員会は適切な判断をすることができる。
- 各会派から提示された基準に該当する内容の陳情は、過去に1度しか提出されておらず、その際は適切に対応できたので明文化の必要はない。
- 議会へ上程するか判断は議会運営委員会が行うことから、事務局が提出者にアドバイスをするための基準であれば必要ない。
- 陳情者の権利を狭めるべきでない。

(明文化に賛成の意見)

- 議案として上程されると、全て公となることから、公序良俗に反する行為を求めるものや特定の個人情報明らかとなることなどが懸念される。また、公にすべきでない内容の陳情が提出された際、常に適切な判断がとれるよう、必要最低限の基準は明文化すべき。
- 議会の議題として相応しくない基準を明文化しない場合、その都度、議会へ上程すべきでない判断基準が異なることも想定される。
- 基準を明文化することは、予見性を担保することになるので、誰が見ても明らかである最低限の基準は明文化し公にすべき。
- 議会の議題として相応しくない内容の請願・陳情が提出された際、事務局のアドバイスで改善されることも想定されることから、事務局がアドバイスできるよう、議会での判断基準を明文化すべき。

**〔その他、会議の中で出された意見〕**

(1) 請願・陳情の提出者からの趣旨説明について

提出者が、所管する委員会での趣旨説明を希望した際、委員長判断でその可否を決定しているが、提出者が趣旨説明をし易くなるよう、趣旨説明を制度化するよう検討すべきである。

(2) 請願・陳情の採択・不採択理由の公表について

採択・不採択理由の公表は、市民より、陳情された事項であり、実施に向け検討すべきである。

(3) 請願・陳情の締切日について

当委員会で提案した2項目を実施するためには、確認のための期間がある程度必要となることが想定されるため、当該会期中の審議対象となる請願・陳情の締切日を早めることも検討する必要がある。